

## 千葉県保健師等修学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

### 1 改正趣旨

令和2年2月に改正した千葉県保健師等修学資金貸付条例の趣旨に基づき、債権管理の適正化等を目的とする施行規則の改正を行った。

### 2 主な改正点

No	改正内容	改正理由
1	<ul style="list-style-type: none"><li>貸付申請時に住民票の写し及び印鑑証明書等を提出する</li><li>現況報告書の提出期限を明確化</li><li>様式の整理</li></ul>	債権管理の適正化
2	<ul style="list-style-type: none"><li>返還届の廃止</li><li>在学中における健康診断書の提出の廃止</li></ul>	借受人の利便性向上のため、不要な手続き・様式を廃止

### 3 施行期日

この規則は、令和二年十二月一日から施行する。ただし、第二条並びに別記第十号様式（裏）及び第十三号様式（裏）の改正規定は、公布の日から施行する。